

犯罪被害者支援関係機関との連携会議

(1) 被害者支援センター関係

定期総会、意見交換会、研修会、勉強会等として開催されるものに法テラス地方事務所も出席。

ほかに地方自治体、警察、医師会、裁判所、検察庁、弁護士会、臨床心理士会等が出席。

令和元年度、22 地方事務所において計 32 回出席。

(2) ワンストップ支援センター関係

必ずしも「ワンストップ支援センター」とうたっているものではないが、性被害関係の関係機関会議に法テラス地方事務所も出席。

ほかに地方自治体、警察、医師会、裁判所、検察庁、弁護士会、保護観察所、被害者支援センター等が出席。

令和元年度、13 地方事務所において計 18 回出席。

(3) 犯罪被害者支援連絡協議会

法テラス地方事務所のほか、警察、地方自治体、医師会、裁判所、検察庁、弁護士会、保護観察所、被害者支援センター等が出席。

令和元年度、39 地方事務所において計 76 回出席。

(4) DV防止法 9 条連絡協議会

主に地方自治体によって設置される同協議会等DV被害関係の関係機関会議に法テラス地方事務所も出席。

ほかに女性相談所、警察、医師会、裁判所、検察庁、弁護士会、被害者支援センター等が出席。

令和元年度、29 地方事務所において計 50 回出席。

- ※ 法テラスでは、主催者がどの機関であるかによる集計をしていないため、区分を以上(1)～(4)のとおりを設定し、令和元年度に出席した会議のうち、これらに該当すると明確に認められるもののみをカウントした。
- ※ (3)「犯罪被害者支援連絡協議会」や(4)「DV防止法 9 条連絡協議会」等の会議の具体的な名称は、都道府県によってバリエーションがある。
- ※ 以上のカウントには含まれないが、地方事務所と弁護士会の定期的な協議会等において、犯罪被害者支援業務の実績や運用上の問題点等に係る情報共有、協議が行われている。